



丹波市周遊バス旅行促進事業補助金 Q&A



①	Q1	補助金の利用条件に市内の観光施設を2箇所以上又は、市内の道の駅1か所＋観光施設1か所以上とありますが、訪問する施設に有料や無料のルールはありますか。
	A1	訪問する施設に有料や無料のルールはありません。 例：桂谷寺＋道の駅おばあちゃんの里2箇所、高源寺＋水分れフィールドミュージアム2箇所
②	Q2	団体申請での申請を予定しています。団体の代表者である個人名義の口座へ振込は可能でしょうか。
	A2	個人名義への振込はできません。そのため、団体名義(旅行する団体)の口座へ振込となります。
③	Q3	丹波市外発着で、丹波市内の観光地2箇所を訪問し、丹波市内で昼食を取り、宿泊は城崎温泉の行程ですが、補助金の対象になりますか。
	A3	対象となります。
④	Q4	旅行実施まで時間がありません。交付決定書は申請してからすぐに交付してもらえますか。
	A4	旅行実施予定日の1週間前までに申請書を提出ください。
⑤	Q5	募集型企画旅行も補助対象となりますか。
	A5	対象となります。
⑥	Q6	過去に補助金を利用したことがあります。再度、振込先の用紙の提出は必要ですか。
	A6	登録内容に変更がなければ債権者登録申請書の提出は不要です。 実績報告時に提出いただく請求書については提出をお願いします。

⑦	Q7	バス旅行代金の見積書とはどんなものですか。
	A7	実施予定の旅行に使用されるバスの利用料金が確認できるものです。例：運送引受書、御見積書など
⑧	Q8	旅行で利用するバスの台数によって補助金額は変わりますか。
	A8	バス台数で補助金額は変わりません。丹波市周遊バス旅行促進事業補助金は金額は一律です。
⑨	Q9	実績報告時に日付入り写真が必要とのことですが、スマートフォンで撮影すると日付が写真に表示されません。その場合はどうしたら良いでしょうか。
	A9	参考事例を下記に示します。 ①日付表示のカメラアプリを使用する。②撮影時に日付が分かるものと一緒に撮影(日付入りの腕時計など) ③訪問先の名称が分かる場所で撮影(参加者含む)＋その場所での領収書(写し)などを添付。④日時が表示されている状態でスクリーンショットを撮る(スクリーンショットの写真を添付)。
⑩	Q10	補助金の利用を申請したが、旅行の実施日が1か月以上延期となりました。その場合の手続きはどうすればよいか。また、中止になった場合はどうすればよいか。
	A10	丹波市HPに掲載している「変更書類(中止書類)」を作成、提出ください。書類をお預かり後、観光課から通知書を送付いたします。通知書を受領後、手続き終了です。